



別紙2

浦添市公告第118号

浦添市墓園施設管理業務等委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、浦添市契約規則第32条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年4月7日

浦添市長 松本哲治



随意契約の事後公表

1 契約件名	令和2年度浦添市墓園施設管理業務等委託
2 契約内容	本業務は、浦添市墓園施設の適正管理のため行うものである。
3 契約の相手方の名称及び住所	公益社団法人浦添市シルバー人材センター 理事長 翁長 盛正 浦添市仲間1丁目10番7号
4 契約の相手方とした理由	次に掲げる選定基準の条件をすべて満たした見積書提出者が、当該団体のみであること。 (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 (4) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために、就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
5 契約締結日	令和2年4月1日
6 契約金額 (消費税及び地方消費税込み)	1人あたり(5H) 4,996円 1人あたり(8H) 7,994円 1人あたり(4H) 3,476円